

富士市公告第342号

金地金等売払いに関する一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和7年9月5日

富士市長 小長井 義 正

1 入札動産

後記表示のとおりとする。

2 入札参加者の資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (4) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。
- (5) 入札保証金を納入期限までに全額支払った者であること。

3 一般競争入札による金地金等売払い参加要領の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月5日（金）から同年10月6日（月）まで
（日曜日、土曜日及び祝休日を除く。）
- (2) 配布書類 一般競争入札による金地金等売払い参加要領
- (3) 配布方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。
なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1010050000/p007719.html>

4 入札の参加申込

入札に当たっては、一般競争入札による金地金等売払い参加要領（以下「参加要領」という。）を必ず読み、参加すること。

- (1) 申込受付期間 令和7年9月5日（金）から同年10月6日（月）まで
（日曜日、土曜日及び祝休日を除く。）
- (2) 申込受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申込受付場所 富士市役所7階南側財政課
※電話又は郵送による入札の参加申込受付は行わない。必要書類（参加要領に記載）を直接持参して申し込むこと。

5 入札参加に係る質問の受付及び回答

本入札の参加申込に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 質問受付期間 令和7年9月5日（金）から同月24日（水）まで
- (2) 受付方法 任意の書式に記入の上、電子メールで送付すること。
質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡する。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス：zaisei@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号：0545-55-2725（直通）
- (3) 質問回答日 令和7年9月30日（火）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載します。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、参加要領の追加又は修正として取り扱う。

6 入札保証金の納入等

- (1) 入札に参加しようとする者は、富士市が発行する納入通知書により、入札保証金を令和7年10月8日（水）までに納入すること。
なお、入札保証金額については参加要領のとおりとする。
- (2) 落札者以外の者が納入した入札保証金は、入札終了後、指定された口座へ全額返還する。
なお、返還には入札終了後20日程度かかる旨、あらかじめ了承しておくこと。
- (3) 入札保証金には利息を付さない。

(4) 落札者の入札保証金は、売買金額の一部に充当する。

7 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和7年10月10日（金）午後2時
- (2) 場所 富士市役所6階南側入札室

8 入札当日に必要な持ち物

参加要領による。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札書
- (2) 買取率、氏名その他入札要件を確認できない入札書
- (3) 不正な行為により入札を行ったと認められる者の入札書
- (4) 同一事項につき2以上の入札をした者の入札書
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者の入札書
- (6) 2人以上の代理人となって入札をした者の入札書
- (7) 最低買取率を下回る買取率の入札をした者の入札書
- (8) 入札者の住所若しくは氏名の記入又は押印のない入札書
- (9) 代理人が入札する場合、代理人の住所若しくは氏名の記入又は押印のない入札書
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札書裏面に記載の入札心得及び指示した条件に違反して入札をした者の入札書

10 開札及び落札者の決定

- (1) 開札の結果、富士市が事前に定めた最低買取率以上の入札のうち、最高買取率の入札者を落札者として決定する。
- (2) 最高買取率で入札した者が複数いる場合は、くじで落札者を決定する。

11 契約の締結

落札者は、令和7年10月16日（木）までに仮契約を締結することとする。本案件は、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第3条に該当するため、当該仮契約は、富士市議会の議決をもって、本契約とみなす。

12 売買金額の納入

本契約を締結した者は、契約日の翌日から14日以内に富士市が発行する納入通知書により売買金額を一括納入すること。

1 3 その他

入札参加資格、手続等の詳細については、一般競争入札による金地金等売払い参加要領により確認し、又は財政課に問い合わせをすること。

1 4 詳細の問合せ先

4 1 7－8 6 0 1

富士市永田町1丁目100番地

富士市財政部財政課

電話番号：0 5 4 5－5 5－2 7 2 5

入札動産

品名	数量
金地金（田中貴金属工業製）1,000g	3本
金地金（田中貴金属工業製）500g	20本
金地金（スイス銀行製）500g	14本
金地金（徳力本店製）500g	3本
金地金（JOHNSON MATTHEY製）500g	3本
金地金（伊勢丹製）500g	1本
金地金（伊勢丹製）499.94g	1本
プラチナ地金（田中貴金属工業製）1,000g	1本
プラチナ地金（田中貴金属工業製）500g	4本
プラチナ地金（オリエントタルゴールド製）500g	4本
プラチナ地金（クレディ・スイス製）1,000g	3本
プラチナ地金（バルカンビ製）1,000g	1本